

平成 28 年 3 月 14 日

各 位

株式会社東京TYフィナンシャルグループ
株式会社新銀行東京

東京都の「新保証付融資制度」の取扱開始について

株式会社東京TYフィナンシャルグループ(代表取締役社長 柿崎 昭裕)の子会社である株式会社東京都民銀行(頭取 柿崎 昭裕 以下、東京都民銀行)と株式会社八千代銀行(頭取 田原 宏和 以下、八千代銀行)ならびに株式会社新銀行東京(代表取締役社長執行役員 常久 秀紀 以下、新銀行東京)は、平成 28 年 4 月 1 日より、下記のとおり、東京都の「新保証付融資制度」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

東京都では、厳しい経営環境にある都内中小企業の資金繰りを支援するため、平成 21 年度から、地域の金融機関と連携した新保証付融資制度を実施していますが、平成 28 年度より、融資限度額を大幅に引き上げ、金融支援の充実を図ることとなりました。

東京都民銀行と八千代銀行ならびに新銀行東京は、平成 27 年 9 月に締結した「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づき、東京都と連携し本融資制度の取扱いを開始することにより、中小企業振興の取組みを一層強化し、今後とも地域産業の活性化を図ってまいります。

記

1. 融資制度の目的

東京都と地域の金融機関とが連携して実施する金融支援に関する条例(平成 21 年東京都条例第 39 号)に基づき、都内に事業の基盤を置き、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、東京都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施することにより、中小企業の振興を図る。

2. 融資制度概要

対象となるお客さま	法人・個人事業主のお客さま ・都内に事業所(住居)があり 2 期以上の決算を終えていること(青色申告) ・申込時点において、申込金融機関との事業性融資取引残高が連続して 12 ヶ月以上あること ・直近 6 ヶ月以内に本制度での借入がないこと ・その他保証機関の定める条件を満たしていること		
資金使途	事業性資金(運転資金・設備資金)		
融資金額	100 万円以上 2,500 万円以内		
融資期間・適用金利	固定金利	3年以内 5年以内 7年以内	年 2.4%以内 年 2.6%以内 年 2.8%以内 (申込金融機関において経営力強化保証制度に関する融資残高がある場合は、適用金利を 0.3%引き下げます。)
返済方法	元金均等分割弁済(据置なし、手形貸付の場合は一括弁済)		
連帯保証人	法人:原則代表者 個人事業主:原則不要		
担保	原則不要		
保証機関	オリックス株式会社		
信用保証料	保証機関の定めるところによります。		
申込条件	1 企業 1 金融機関のお申込に限ります。		

※お借入にあたっては申込金融機関ならびに保証機関による審査がございます。

3. 融資受付開始日

平成 28 年 4 月 1 日(金)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部
 (東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155)
 (八千代銀行 経営企画部 IR 課 TEL 03-3352-2295)
 新銀行東京 経営企画部 TEL 03-6302-3598